入 札 説 明 書

国立療養所菊池恵楓園
治療棟太陽光設備設置及び屋上防水等整備その他工事

国立療養所菊池恵楓園

入 札 説 明 書

国立療養所菊池恵楓園 治療棟太陽光設備設置及び屋上防水等整備その他工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　令和８年 10 月 26 日

２．契約担当官等

支出負担行為担当官　国立療養所菊池恵楓園　事務部長　鶴見　肇之

３．工事概要

(1)　工 事 名　国立療養所菊池恵楓園 治療棟太陽光設備設置及び屋上防水等整備その他工事

(2)　工事場所　熊本県合志市栄 3796 番地

(3)　工事内容　治療棟屋上防水整備を行い、太陽光発電設備を設置する。
福祉センター屋上等防水整備を行う。

(4)　工　　期　契約締結日の翌日から令和９年３月 26 日まで

(5)　工事種目　建築一式工事

(6)　本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格等関係書類を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。

(7)　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙による提出に代えることができる。

(8)　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「表１工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする。

表１　工事成績相互利用適用対象工事

発注機関	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
衆議院	衆議院庶務部営繕課 同　　電気施設課	平成 23 年４月１日以降に完成した工事
参議院関係	参議院事務局管理部営繕課 同　　電気施設課	平成 21 年４月１日以降に完成した工事
最高裁判所関係	最高裁判所 各高等裁判所	平成 19 年７月１日以降に発注手続を行った工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課 国立国会図書館関西館総務課	平成 24 年４月１日以降に完成した工事
内閣府（内閣官房）	内閣総務官室（会計担当） 内閣府大臣官房会計課	平成 22 年４月１日以降に公告した工事
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事

国家公安委員会関係	警察庁長官房会計課	平成 21 年８月１日以降に工事請負契約を締結した工事
	警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部 各管区警察局 各管区警察学校 北海道警察情報通信部及び東京都警察 情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの	平成 22 年４月１日以降に工事請負契約を締結した工事
法務省関係	法務省大臣官房施設課 各法務局 検察庁 行刑施設 少年施設 鑑別所 観察所 入国管理局 公安調査局	平成 22 年４月１日以降に完成した工事
外務省関係	外務省大臣官房会計課	平成 21 年４月１日以降に完成した工事
文部科学省関係	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部 国立教育政策研究所 科学技術・学術政策研究所 日本学士院 文化庁 スポーツ庁	平成 20 年４月１日以降に工事請負契約を締結した工事
	国立大学法人等(表２による)	(表２による)
厚生労働省関係	厚生労働省	平成 23 年４月１日以降に発注手続を行った工事
農林水産省関係	農林水産省大臣官房経理課 （～H27.9.30） 〃　　〃　　予算課 （H27.10.1～）	平成 19 年４月１日以降に完成した工事
国土交通	大臣官房官庁営繕部	全ての工事

省関係	各地方整備局（営繕部及び営繕事務所） 北海道開発局営繕部	
	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）	平成 19 年４月１日以降に完成した工事 （平成 19 年４月１日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く。）
環境省関係	自然環境局 各国民公園等管理事務所 各地方環境事務所 各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）	平成 20 年４月１日以降に発注手続を行った工事
防衛省関係	①　各地方防衛局（旧地方防衛施設局を含む。）、各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ②　本省内部部局 防衛大学校 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部 情報本部 防衛監察本部 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 防衛装備庁	①　平成 19 年８月１日以降に完成した工事 ②　平成 28 年４月１日以降に完成した工事
石川県	石川県土木部営繕課	平成 19 年７月１日から平成 23 年３月 31 日までに完成した工事

表２工事成績相互利用適用対象工事のうち国立大学法人等

対象国立大学法人等	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事

<table>
<tr><td>国立大学法人関係</td><td colspan="2">全ての国立大学法人</td><td rowspan="10">平成 20 年４月１日以降に契約した工事</td></tr>
<tr><td rowspan="9">大学共同利用機関法人関係</td><td rowspan="3">人間文化研究機構</td><td>本部事務局
国立歴史民俗博物館
国文学研究資料館
国立国語研究所
国際日本文化研究センター
総合地球環境学研究所
国立民族学博物館</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自然科学研究機構</td><td>本部事務局
国立天文台
核融合科学研究所
岡崎統合事務センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">高エネルギー加速器研究機構</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報・システム研究機構</td><td>本部事務局
国立極地研究所
国立情報学研究所
統計数理研究所
国立遺伝学研究所</td></tr>
<tr><td rowspan="6">独立行政法人関係</td><td colspan="2">国立科学博物館</td></tr>
<tr><td colspan="2">国立文化財機構</td></tr>
<tr><td colspan="2">宇宙航空研究開発機構</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本スポーツ振興センター</td></tr>
<tr><td>国立高等専門学校機構</td><td>全ての国立高等専門学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学改革支援・学位授与機構</td></tr>
<tr><td colspan="2">科学技術振興機構</td><td>平成 22 年９月１日以降に完成した工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本芸術文化振興会</td><td>平成 23 年４月１日以降に工事請負契約を締結した工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">国立青少年教育振興機構</td><td>平成 22 年 10 月１日以降に完成した工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本原子力研究開発機構</td><td>平成 24 年 10 月１日以降に完成した工事</td></tr>
</table>

各発注機関が登録している「工事成績の相互利用適用対象工事」は、国土交通省ホームページの下記に掲載されている。掲載されていない工事がある場合は、各発注機関から通知された工事成績評定通知書の写しを添付すること。工事成績評定通知書の写しを添付しない場合は競争参加資格がないと判断する。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html

４．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和７・８年度厚生労働省競争参加資格において、九州沖縄地域の「建築一式工事」で「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成 23 年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）なお、当該施工実績が厚生労働省発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「表１　工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

・屋上防水更新工事

(5)　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任（監理）技術者は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。なお､｢これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①　技術士法による建設・総合技術監理（建設）の登録証を有する者

②　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成 23 年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成･引渡が完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「表１　工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。ただし、工事成績評定を実施していない場合にはこの限りではない。

ウ　配置予定の監理技術者にあっては､監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ　配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6)　本工事において、建設業法第 26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

①　建設業法第 26 条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

②　監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお､監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④　同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤　特例監理技術者が兼務できる工事は熊本県内の工事でなければならない。

⑥　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(7)　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(8)　上記３．に示した工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(資本もしくは人事面における関連については(9)の記載による。)

「工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社伊藤喜三郎建築研究所

(9)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10)　熊本県内に建設業法の許可を受けた本店又は支店もしくはその他の営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 資格審査申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。

(13) 次の要件を満たす者であること。

ア　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認めら

れているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

イ　この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ５に照会すること。

(14) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

５．担当部局

〒861-1113　熊本県合志市栄 3796 番地
国立療養所菊池恵楓園事務部会計課施設管理班
電話 096-248-1135　ＦＡＸ096-248-4570
電子メールアドレス　kakitani-kazuyoshi@mhlw.go.jp

６．競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、４．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格等確認関係書類を提出しなければならない。また、４．(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い競争参加資格等確認関係書類（４．(2)に係る資料を除く。）を提出することができる。この場合において、４．(1)及び(3)から（13）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４．(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４．(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、期限までに競争参加資格等確認関係書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められる者の入札は無効とする。

①　提出期間：令和８年 10 月 27 日（火）から令和８年 11 月 18 日（水）17 時 00 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②　提 出 先：　５．に同じ。

③　提出方法：申請書、資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、支出負担行為担当官へ書面により申し出て紙入札とする場合は、５の場所へ持参すること。

(2)　競争参加資格等確認関係書類は、別紙－５により作成することとし、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の競争参加資格に定める工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成 23 年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「競争参加資格に定める工事の施工実績」（別記様式２）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験等」（別記様式３）の「工事の経験の概要」に記載する工事が「表１　工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工

事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定を実施していない場合はこの限りではない。

① 施工実績

(ア)４．(4)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を別記様式２に記載すること。記載する施工実績の件数は１件でよい。

(イ)８．(2)②の「同種の施工実績の評価基準」は次のとおり。

以下に示した同種性が確認できる資料を提出すること。

(評価基準)

「より高い同種性」：太陽光発電設置工事、屋上防水更新工事の実績があること(それぞれ別契約でも可)

「同種性」：上記以外のもの

② 配置予定の技術者

(ア)４．(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、競争参加資格に定める工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況を別記様式３に記載すること。記載する競争参加資格に定める工事の経験の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、競争参加資格に定める工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(イ)８．(2)③の「同種工事の工事経験の評価基準」は、上記①（イ）による。

③ 契約書等の写し

①の競争参加資格に定める工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(表鑑で可）を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて工事カルテの写しを提出することでよいこととする。また、②に定める配置予定技術者の資格を証明する書類の写しを提出すること。

④ 地域貢献度の実績

地域ボランティア等により、地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付する。

⑤ 評価項目「賃上げを表明した企業等」についての加点を希望する場合、入札説明書様式－９「従業員への賃上げ計画の表明書」を提出すること（加点を希望しない場合には提出不要。）。

⑥ 競争参加資格等関係書類の作成要領説明会については、原則として実施しない。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年 11 月 20 日（金）に電子調達システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

(4) 競争参加資格等確認資料のヒアリング

競争参加資格等確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(5)　その他

①　競争参加資格等確認関係書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格等確認関係書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された競争参加資格等確認関係書類は、返却しない。

④　提出期限以降における競争参加資格等確認関係書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　競争参加資格等確認関係書類に関する問い合わせ先　５．に同じ

⑥　電子調達システムにより競争参加資格等確認関係書類の提出をする場合は、別紙－５に掲げる書類別に一つのファイルを作成したものを令和８年 11 月 18 日（水）17 時 00 分までに提出しなければならない。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各書類別のファイルは、ＺＩＰ形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

なお、送付する際において、システム上、３ＭＢ以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。

⑦　電子調達システムで入札参加をする場合であって、特段の事情により競争参加資格等確認関係書類を電子データ化することができない場合については同書類を紙によって提出することを認めるが、その場合であっても、別紙－４の「競争参加資格等確認関係書類の紙による提出について」は、電子調達システムにより提出すること。なお、本処理を行わない場合、同システムによる入札ができなくなるので留意すること。

⑧　紙による入札の場合

この一般競争に紙による入札参加を希望する者は、別紙－５に掲げる書類等を令和８年 11 月 18 日（水）17 時 00 分までに５．に提出しなければならない。

なお、電信、電話、郵送等による提出は認めない。

⑨　開札日までの間において、支出負担行為担当官から申請書等に関し真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和８年 11 月 30 日（月）12 時 00 分

②　提出場所：５．に同じ。

③　提出方法：ＦＡＸ又は紙を持参することにより提出するものとする。

(2)　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和８年 12 月４日（金）までに説明を求めた者に対し紙により回答する。

８．総合評価落札方式に関する事項

(1)　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与す

る。

② 競争参加資格等関係書類で示された実績等により最高 30 点の加算点を与える。

③ 得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

① 企業の能力に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
平成 23 年度以降の同種工事の施工実績 ４．競争参加資格で求めた過去の施工実績を満たすことを証明するため提出された施工実績について、当該工事との同種性を評価する。なお、元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。 ※６．(2)①に基づき、より高い同種性等の実績が確認できる資料を添付すること。	より高い同種性が認められる。（太陽光発電設置工事、屋上防水更新工事の実績があること（それぞれ別契約でも可））	6
	高い同種性が認められる。（屋上防水更新工事、外壁改修工事の実績があること（それぞれ別契約でも可））	3
	同種性が認められる。	0
平成 23 年度以降の直近３件の工事成績 厚生労働省発注の工事又は工事成績相互利用対象工事で完成・引渡しが完了した工事（ただし、本発注工事の工事種別に限る。）の直近３件の工事成績評定点の平均点。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。 ※直近３件の工事成績評定通知書の写しを添付すること。 ※工事成績相互利用対象工事については、各発注機関で総合利用しており、必ず直近３件の工事成績とすること。	80 点以上	6
	75 点以上 80 点未満	3
	70 点以上 75 点未満	1
	70 点未満（３件の工事成績なし又は３件の施工実績なしを含む）	0
ＩＳＯ９００１の認証取得状況	あり	1
	なし	0

② 技術者の能力に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
平成 23 年度以降の同種工事の工事経験 ４．競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験について、当該工事との同種性を評価する。なお、元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。 ※６．(2)に基づき、より高い同種性等の実績が確認できる資料を添付すること	より高い同種性が認められる。	5
	高い同種性が認められる。	3
	同種性が認められる。	0
平成 23 年度以降の同種工事の工事成績 ４．競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が厚生労働省発注の工事又は工事成績相互利用対象工事であり、完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。 ※工事成績評定通知書の写し及び技術者が従事したことがわかる資料を添付すること。	80 点以上	5
	75 点以上 80 点未満	3
	70 点以上 75 点未満	1
	70 点未満（工事成績なしを含む）	0
平成 23 年度以降の同種工事に従事した立場 ４．競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験の従事立場。 ※主任（監理）技術者、または現場代理人として従事した資料を添付すること。	主任（監理）技術者、または現場代理人として経験あり	2
	担当技術者として経験あり	0
継続教育（ＣＰＤ）の取得状況（各団体推奨単位以上取得）	継続教育の証明あり	1
	継続教育の証明なし	0

③ 地域貢献度に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
平成 23 年度以降における災害活動や地域ボランティア活動に対して行政機関からの感謝状などにより評価	あり	1
	なし	0

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
以下の認定の区分に応じて評価 ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	あり	最大 1.5
	なし	0

⑤　賃金引上げの推進に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	あり	1.5
	なし	0

(3)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料「総合評価落札方式に関する事項」に示す。

(4)　落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、

評価値＝｛（標準点＋加算点）／（入札価格）｝

の最も高い者を落札者とする。

(5)　履行の確認

提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行う。

９．図面等の交付期間及び交付方法、返却について

(1)　期間：令和８年 10 月 27 日（火）～令和８年 11 月 18 日（水）17 時 00 分

(2)　方法：別紙８「図面の交付申請及び機密保持誓約書」により、上記期間内に５．のメールアドレスまで申請すること。

10．入札説明書及び仕様書に対する質問

(1)　この入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①　提出期間：令和８年 10 月 27 日（火）から令和８年 12 月９日（水）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の９時 00 分から 17 時 00 分まで。ただし、最終日は 12 時 00 分まで。

②　提 出 先：５．に同じ。

③　提出方法：ＦＡＸ又は紙若しくはメールにより提出するものとする。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり５．の場所により閲覧に供する。

期間：令和８年 12 月 10 日（木）から令和８年 12 月 14 日（月）までの９時 00 分から 17 時 00 分まで。ただし、最終日は 12 時 00 分まで。

11．現場説明会　行わない。

12．入札及び開札の日時及び場所等

入札書は、電子調達システムにより提出すること。

ただし、支出負担行為担当官に書面（別紙－３様式）により申し出た場合に限り紙入札方式に代

えることができる。紙により入札の参加を希望する場合には、令和８年 11 月 18 日（水）17 時 00 分までに別紙－３様式を提出すること。

また、電子調達システムによる入札の場合には、システムに定める手続きに従い提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1)　電子調達システムによる入札を行う場合

入札書の提出期限　**令和８年 12 月 14 日（月）17 時 00 分**

（通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って行うものとする。）

※入札書の提出と併せて、15. に記載した工事内訳書を登録すること。なお、内訳書の合計金額の 110 分の 100 の額が、入札金額と一致していること。

(2)　紙により入札を行う場合

①　入札書の受領期限　**令和８年 12 月 14 日（月）17 時 00 分**

②　郵送による提出は認めない。

③　入札書の提出方法

入札書は別紙－１の様式にて作成し、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　国立療養所菊池恵楓園事務部長殿と記載）及び件名「令和８年 12 月 15 日開札［国立療養所菊池恵楓園 治療棟太陽光設備設置及び屋上防水等整備その他工事］の入札書在中」）を記入し、提出期限までに、５．担当部局に提出しなければならない。なお、入札書の日付は、提出日を記入すること。

※入札書の提出と併せて、15. に記載した工事内訳書を**同封**すること。なお、内訳書の合計金額の 110 分の 100 の額が、入札書に記載した金額と一致していること。

(3)　開札日時：令和８年 12 月 15 日（火）13 時 30 分

(4)　開札場所：国立療養所菊池恵楓園管理棟小会議室において行う。

(5)　そ の 他：原則、立ち会い方式による開札は実施しない。

13. 入札方法等

(1)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　代理人による入札

①　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを完了しておかなければならない。また、競争参加資格等確認関係書類の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子調達システムにおいては、復代理人による応札は認めない。

②　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙－２

様式による委任状を提出しなければならない。

③　委任状の日付は、提出日を記入すること。

④　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3)　入札書に記載する金額については、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

14．入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　　免除。ただし、落札した者が契約を締結しない場合、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

(2)　契約保証金　免除。ただし、公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の 10 分の３以上とし、別添契約書案第 46 条に定める事項を保証できる内容であることとする。

15．工事費内訳書の提出

(1)　入札を行うにあたり、入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書を入札書の提出時までに提出すること。

工事費内訳書の内容は、「積算項目数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算項目数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第１条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算項目数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等もあわせて提出すること。

(2)　工事費内訳書は返却しない。

(3)　工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4)　入札参加者は、氏名、住所、宛名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。契約担当官等は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の表中に掲げるものに該当するときは、原則として当該入札を無効とする。

別表

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)　内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)　他の工事の内訳書である場合
	(4)　白紙である場合

	(5)　内訳書が特定できない場合
2．記載すべき事項が欠けている場合	(1)　内訳の記載が全くない場合
	(2)　入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3．添付すべきではない書類が添付された場合	(1)　他の工事の内訳書が添付されていた場合
4．記載すべき事項に誤りがある場合	(1)　発注者名に誤りがある場合
	(2)　発注案件名に誤りがある場合
	(3)　提出業者名に誤りがある場合
	(4)　内訳書の合計金額が入札金額に対応していない場合
5．その他不備がある場合	

16．開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合(電子調達システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17．再度入札の取り扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

18．入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において厚生労働省から指名停止の措置を受けている者、４．に掲げる資格のない者は､競争参加資格のない者に該当する。

19．入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

20．落札者の決定方法

総合評価落札方式により決定する。

①　本入札説明書 13.に従い有効な入札書を提出した者であって、本入札説明書４.の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規

定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、上記８．(3)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に該当する者のうち、別添資料によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア)入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ)提案及び提案値が最低限の要求要件（標準値）を満たしていること。

(ウ)評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ただし、予決令第 85 条に基づく低入札価格調査基準額（以下「基準額」という。）を設けているので、以下の事項について留意されたい。

ア　基準額を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第 86 条に規定する調査の上、落札者を決定し、後日通知することとする。

イ　基準額を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならないものとする。

ウ　基準額を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

② 評価値の最も高い者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

③ 落札者となるべき者が二人以上であるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

21．配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、又、上記６．(1)により資格申請を行った者が、当該作業員等を本工事に従事させない場合は、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者等を変更する場合は、上記４．に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22．契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23．支払条件

前金払（請負代金の 40%以内）、完成払の計２回以内とする。

24．火災保険付保の要否　　要

25．当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

26．再苦情申し立て

支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、７．(2)の書面を受け取った日の翌日から７日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては中央監視委員会が審議を行う。

・　再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：５．に同じ。休日を除く、9時00分から17時00分まで。

27．関連情報を入手するための照会窓口

５．に同じ。

28．その他

(1)　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、契約書案を熟読しておくこと。

(3)　提出書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は、６．(2)②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5)競争参加資格書類および契約関係書類等について

・担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

・押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

(6)　障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

・ヘルプデスク　0570-014-889

・ホームページ　https://www.geps.go.jp/

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には５．へ連絡すること。

(7)　その他詳細不明の点についての照会先

５．に同じ。

(8)　入札参加にあたっての留意事項

①　入札方法について

・入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

・入札書に記載する住所、商号及び氏名は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。

・入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

②　次に掲げる入札は無効にする

・入札金額を訂正した入札

・金額の数字等が不明瞭な入札
・入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
・その他、入札公告若しくは通知、当該入札説明書又は係官が指示した事項に違反した入札

◎　様式等

・別添資料　　総合評価落札方式に関する事項　※省略（本説明書８．による）
・別記様式１　競争参加資格確認申請書
・別記様式２　競争参加資格に定める工事の施工実績
・別記様式３　主任（監理）技術者等の資格・工事経験等
・別紙－１　　入札書
・別紙－２　　委任状
・別紙－３　　電子調達システム案件の紙入札方式での参加について
（紙で入札参加をする場合のみ必要）
・別紙－４　　競争参加資格確認関係書類の紙による提出について
（電子調達システムで入札参加をする場合であって、かつ別記様式１の競争参加資格確認申請書を紙によって提出する場合のみ必要）
・別紙－５　　競争参加資格等確認関係書類
・別紙－６　　競争参加資格等に係る申立書
・別紙－７　　自己申告書
・別紙－８　　図面の交付申請及び機密保持誓約書
・別紙－９　　「従業員への賃上げ計画の表明書」
・別添　　契約書（案）
・別添　　現場説明書
・別添　　図面
・別添　　積算項目数量参考書